

第2次 一般廃棄物処理基本計画

(平成26年度～平成35年度)

人と自然が響きあう

新「文化」都市・南アルプス

～市民参加による資源循環型のまちづくり～



南アルプス市

平成26年 2月

一般廃棄物処理基本計画 目次

第1章	計画の基本的事項	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	3
4.	前計画の総括	
	(1) 前計画の概要	3
	(2) 前計画の期間中に実施した主な施策	6
	(3) 基本目標の達成状況	6
	(4) 前計画の総括	7
5.	今後の課題	
	(1) ごみ排出量の推移について	7
	(2) ごみ組成の推移について	10
	(3) ごみ処理経費の推移について	11
	(4) 今後の課題	11
第2章	ごみ処理基本計画	
1.	基本的な考え方	12
2.	計画の基本目標	
	(1) ごみの発生量の見通し	13
	(2) ごみの減量目標	15
3.	施策の基本的な方向	
	(1) 更なる循環型社会の構築	16
	(2) 低炭素社会の構築に向けた総合的な取組みの推進	16
	(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進	16
4.	実施・検討すべき施策	
	(1) 更なる循環型社会の構築	17
	(2) 低炭素社会の構築に向けた総合的な取組みの推進	19
	(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進	19
5.	処理施設の整備計画	
	(1) ごみ焼却施設	21
	(2) 資源回収施設	21
6.	処理体制	
	(1) 生活ごみの収集運搬	21
	(2) 事業ごみの収集運搬	21
	(3) 資源物のリサイクル	21
7.	計画の進行管理と施策の推進	
	基本方針を達成するための各種計画の概要図	23

第3章	生活排水処理基本計画	
1.	生活排水処理施設の種類	24
2.	生活排水処理の現状	
	(1) 生活排水処理の体系	25
	(2) 生活排水処理の状況	26
	(3) 生活排水の処理主体	27
	(4) 生活排水クリーン処理率	28
	(5) 生活排水に係る現状の問題点	29
3.	し尿等収集処理の現状	
	(1) 収集運搬の状況	32
	(2) し尿処理施設の概要	33
4.	生活排水処理基本計画	
	(1) 基本的な考え方	35
	(2) 計画の基本方針	35
5.	計画の基本目標	
	(1) 生活排水処理計画及び施設整備の推進	36
	(2) 生活雑排水の汚染負荷削減	40
	(3) 環境教育の推進	40

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

南アルプス市においては、平成17年2月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、これまで「市民参加による資源循環型のまちづくり」の環境理念の下、「ごみ減量化の推進」、「資源の徹底活用」、「適正処理の推進」、「環境教育の推進」という4つの基本目標を掲げ、ごみの減量やリサイクルに係る様々な施策を実施してきました。この計画は、平成25年度における廃棄物の排出量や再生利用等の数値目標を掲げ、こうした目標を達成していくため、市民・事業者・行政の各主体が取組むべき具体的な行動目標を定め、廃棄物等の発生抑制などに向けた取組みを強化していくこととしたものです。

その結果、「一人一日当たりのごみ排出量」などの基本目標を達成する見込みであるなど、市民・事業者によるごみ減量・リサイクル推進に係る取組みが着実に進展しています。しかしながら本市においては、リサイクルの取組みを示すリサイクル率の伸びや事業系一般廃棄物の削減が進んでいない状況も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、廃棄物に係る様々な課題の解決を図るため、前計画から進めてきた廃棄物の発生抑制やリサイクル等の取組みを一層強化し、循環型社会への転換を更に進めていく必要があります。

私たちの日常生活や事業活動において、ごみの排出は避けて通ることはできませんが、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムは、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、地球環境に大きな環境負荷を与え、深刻な状況を招いています。今、私たち一人一人が、ライフスタイルを変革することにより、持続可能な社会を作り上げていくことが喫緊の課題であります。

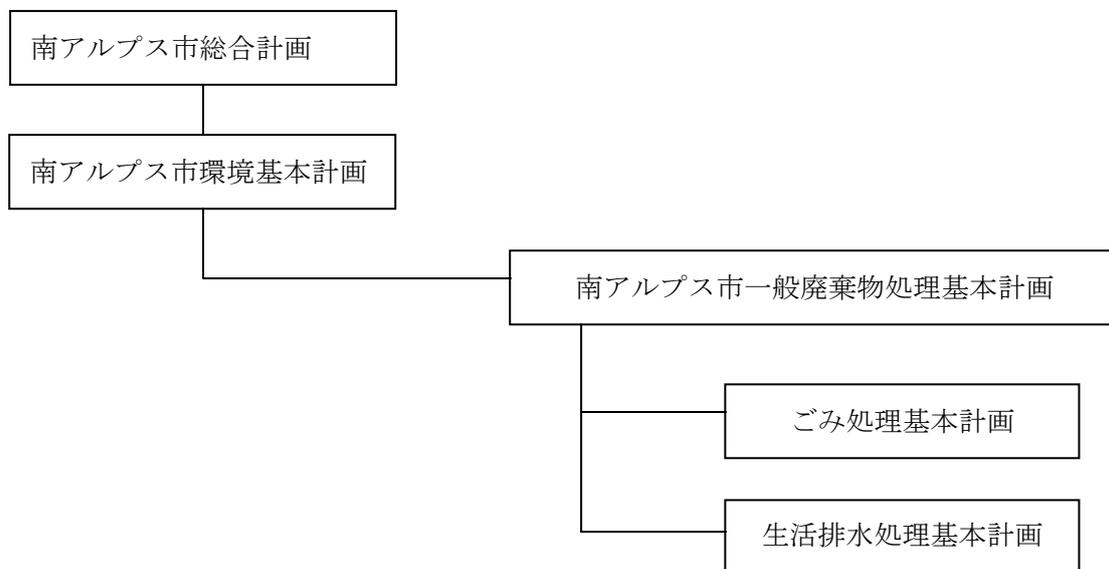
このため本計画は、前計画に引続き、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

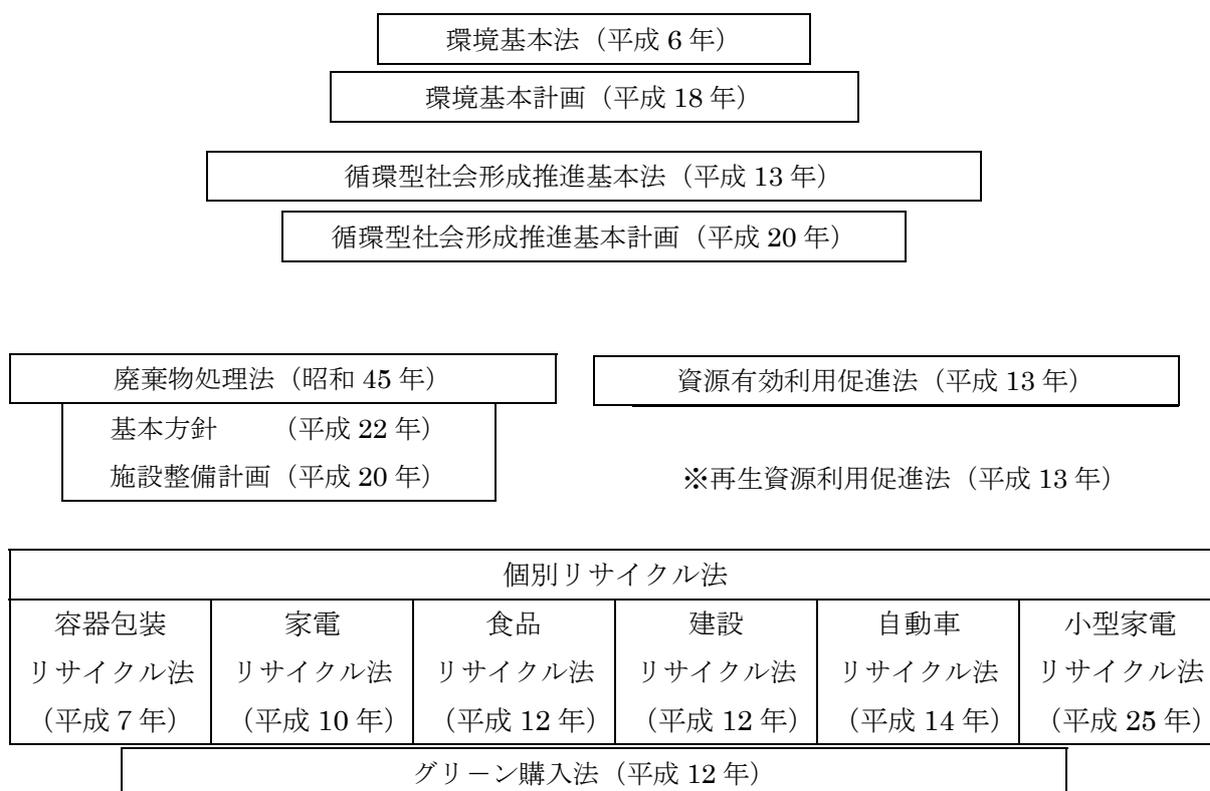
本計画は、「南アルプス市総合計画」及び「南アルプス市環境基本計画」を上位計画とし、「南アルプス市環境基本計画」の部門別の計画として、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画で第2章の「ごみ処理基本計画」と第3章の「生活排水処理基本計画」により構成されています。

図：1-1 南アルプス市における施策体系



図：1-2 循環型社会形成のための法体系



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

なお、計画の内容については、今後、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正があった場合には、これらに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 前計画の総括

(1) 前計画の概要

前計画は、その期間を平成16年度から平成25年度までの10年間とし、以下のとおり、4つの基本方針、4つの基本目標を掲げて施策の基本的方向を示しています。また、循環型社会やごみの適正処理に係る体制を構築するため、ごみ処理体制を定めています。

① 基本方針

- ア ごみ減量化の推進
- イ 資源の徹底活用
- ウ 適正処理の推進
- エ 環境教育の推進

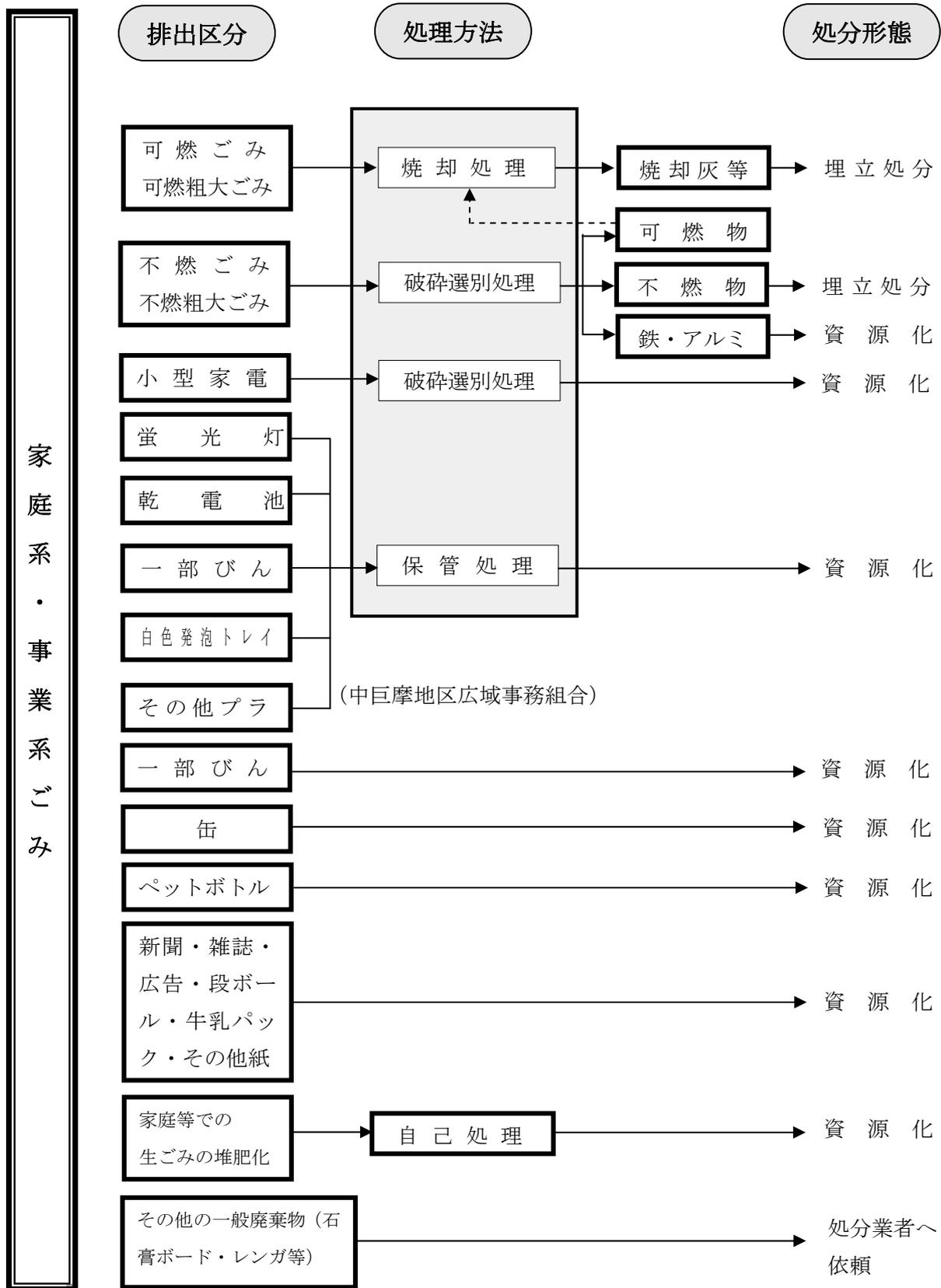
② 基本目標

- ア 「発生・排出抑制」が無理なく行われる市
- イ 資源を無駄なく利用する市
- ウ ごみ処理ルート確立した市
- エ 市民が得た知識をお互いに伝えあえる市

③ ごみ処理体制の概要

本市は、甲斐市(旧竜王町)・中央市(旧玉穂町と田富町)・昭和町・市川三郷町(旧三珠町と市川大門町)・富士川町(旧増穂町と鰐沢町)の2市3町より構成される中巨摩地区広域事務組合に属しており、本市から排出される廃棄物の処理・処分はこの組合で行っています。

図：1-3 ごみ処理体制の概要



表：1-1 中巨摩地区広域事務組合の概要

焼却施設の概要		
施設名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター 焼却施設	
処理方式	全連続燃焼式焼却炉	
施設規模	270 t/日 (90 t/24 h × 3 炉)	
処理設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	燃焼装置：ストーカ方式
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置＋バグフィルタ
	余熱利用設備	温水発生器（場内給湯）（場外余熱利用施設への暖房用熱源）
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	ピットアンドクレーン方式 飛灰処理 キレート剤
	排水処理設備	ごみ汚水：炉内噴霧，その他排水：循環再利用方式（ごみピット散水）
粗大ごみ処理施設の概要		
施設名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター 粗大ごみ処理施設	
処理能力	40 t/5 h（併用施設）	
選別種類	4種（鉄、アルミ、可燃、不燃残渣）	
処理設備	受入・供給施設	直投式（受入れホッパ）
	破碎設備	回転式破碎機
	選別設備	磁力選別機，慣性選別機，アルミ選別機，振動選別機
	搬送設備	ベルトコンベア
	集じん設備	サイクロン，バグフィルタ
	貯留・搬出設備	貯留ホッパ

※財団法人 日本環境衛生センター 「山梨県中巨摩広域事務組合清掃センター焼却施設機能検査報告書（平成21年3月）」より抜粋

(2) 前計画の期間中に実施した主な施策

- ① リサイクル推進事業（資源ごみ収集委託等）
- ② ごみ出しルールお知らせ事業（ごみ収集カレンダー、分別マニュアル5カ国語）
- ③ 不法投棄・環境美化事業
- ④ 生ごみの減量化事業（電動生ごみ処理機購入費の一部補助・ぼかし配布）
- ⑤ アダプト・プログラム事業

(3) 基本目標の達成状況

前計画では、目標年度である平成25年度に向け、4つの基本目標を設定しています。ごみ減量・リサイクル推進のための「(2) 前計画の期間中に実施した主な施策」を着実に実施してきたことにより、以下のとおり総合計において基本目標を達成しております。

表：1-2 基本目標の達成状況

【単位：t】

区分	ごみ区分	平成20年度			平成24年度		
		目標	実績	達成 (○) 未達成 (×)	目標	実績	達成 (○) 未達成 (×)
家庭系 ごみ	可燃ごみ量	15,239.38	13,130.22	○	16,342.68	13,089.64	○
	不燃ごみ量	459.55	567.41	×	417.75	651.75	×
	粗大ごみ量	659.22	227.68	○	658.92	141.41	○
	合計	16,358.15	13,925.31	○	17,419.35	13,882.80	○
事業系 ごみ	可燃ごみ量	3,928.37	3,740.05	○	4,469.34	4,596.18	×
	不燃ごみ量	84.38	79.65	○	94.72	93.98	○
	合計	4,012.75	3,819.70	○	4,564.06	4,690.16	×
総合計	可燃ごみ量	19,167.75	16,870.27	○	20,812.02	17,685.82	○
	不燃ごみ量	543.93	647.06	×	512.47	745.73	×
	粗大ごみ量	659.22	227.68	○	658.92	141.41	○
	総合計	20,370.90	17,745.01	○	21,983.41	18,572.96	○

※家庭系ごみは、個人の直接搬入を含む

※目標値は、一般廃棄物処理基本計画（平成17年2月）における減量目標達成時の数値。ただし、平成24年度目標値は、平成25年度での削減率より算出

※実績は、南アルプス市行政資料（環境課）、中巨摩広域清掃センター搬入調書より抜粋

(4) 前計画の総括

前計画の基本目標における基本的施策は、上記(2)で示した施策を中心に様々な施策を実施してきました。しかしながら、上記(3)の基本目標の達成状況を見ると、不燃ごみの排出量が目標に到達できなかったことから、さらに分別の徹底を進めていく必要があると考えます。

5. 今後の課題

(1) ごみ排出量の推移について

本市におけるごみの種類別排出量は下記のとおりです。

表：1－3 ごみ排出量の実績

【t/年】

区 分	ごみ区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
家庭系ごみ (個人搬入含む)	可燃ごみ量	13,130.22	12,983.88	13,179.02	13,436.12	13,089.64
	不燃ごみ量	567.41	580.21	601.95	668.09	651.75
	粗大ごみ量	227.68	214.78	224.09	218.40	141.41
	合 計	13,925.31	13,778.87	14,005.06	14,322.61	13,882.80
事業系ごみ	可燃ごみ量	3,740.05	4,123.10	4,727.69	4,960.86	4,596.18
	不燃ごみ量	79.65	84.14	82.64	80.82	93.98
	合 計	3,819.70	4,207.24	4,810.33	5,041.68	4,690.16
総 合 計	可燃ごみ量	16,870.27	17,106.98	17,906.71	18,396.98	17,685.82
	不燃ごみ量	647.06	664.35	684.59	748.91	745.73
	粗大ごみ量	227.68	214.78	224.09	218.40	141.41
	総 合 計	17,745.01	17,986.11	18,815.39	19,364.29	18,572.96

※資料：南アルプス市行政資料（環境課）、中巨摩広域事務組合

※本市では、家庭系ごみのほか、資源ごみとして、無色びん、茶色びん、その他色びん、ペットボトル、その他プラスチック、紙製容器包装、白色トレイ、廃乾電池、廃蛍光管を収集している。

なお、資源ごみの排出量とリサイクル率については表：1－4のとおり。

表：1－4 資源ごみ排出量の実績

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資源ごみ【t/年】	2,825.40	2,688.45	2,542.39	2,418.98	2,306.79
リサイクル率【%】	16.9	16.3	15.4	14.4	14.2

※リサイクル率は、資源ごみ／家庭系ごみ（可燃・不燃・粗大・資源）で算出

※リサイクル率は年々減少傾向にあり、今後一層、分別を徹底する必要があると考えます

表：1－5 家庭系ごみ（個人搬入を含む）の排出量の推移

【単位：g/人・日】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
可燃ごみ	485.17	479.61	484.66	499.58	489.84
不燃ごみ	20.97	21.43	22.14	24.84	24.39
粗大ごみ	8.41	7.93	8.24	8.12	5.29
総ごみ量	514.55	508.97	515.04	532.54	519.52
人口【人】	74,146	74,169	74,500	73,684	73,211

表：1－6 事業系ごみの排出量の推移

【単位：g/人・日】

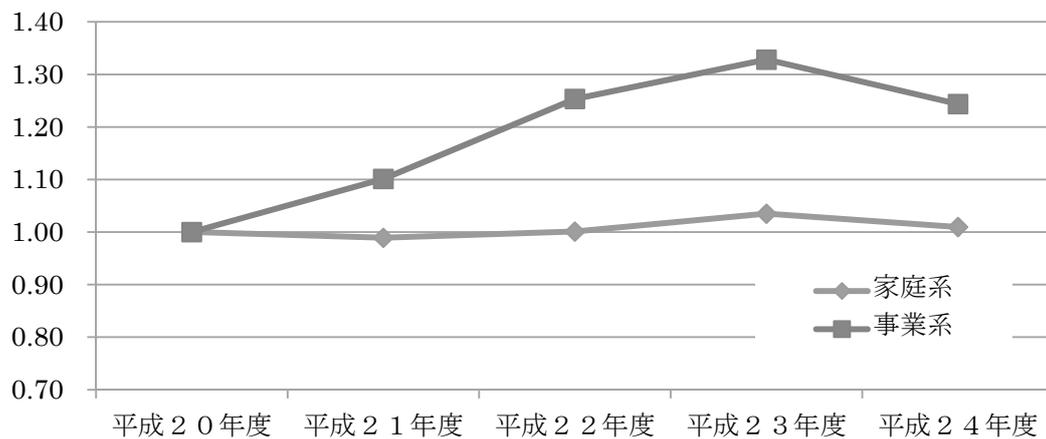
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
可燃ごみ	138.20	152.30	173.86	184.46	172.00
不燃ごみ	2.94	3.11	3.04	3.01	3.52
総ごみ量	141.14	155.41	176.90	187.46	175.52
人口【人】	74,146	74,169	74,500	73,684	73,211

本市における平成20年度を1として、各年度と比較した家庭系ごみと事業系ごみの排出原単位（1人1日当たりの排出量）増加度の推移を下に示します。

表：1-7 本市の家庭系ごみと事業系ごみの排出原単位の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
家庭系	1.00	0.99	1.00	1.03	1.01
事業系	1.00	1.10	1.25	1.33	1.24

図：1-4 本市の家庭系ごみと事業系ごみの排出原単位の推移



家庭系ごみは、ほぼ横ばい状態で推移していますが、事業系ごみは増加傾向であることが分かります。このことから、特に事業系ごみにおけるごみの発生抑制等を進めていく必要があります。

(2) ごみ組成の推移について

中巨摩広域清掃センターに搬入されるごみの組成（分析結果）については、下記のとおりです。（組成割合の数値は、1年間に4回行う測定値の平均値）

分析結果から、紙・布類が全体の約50%を占めていることが分かります。

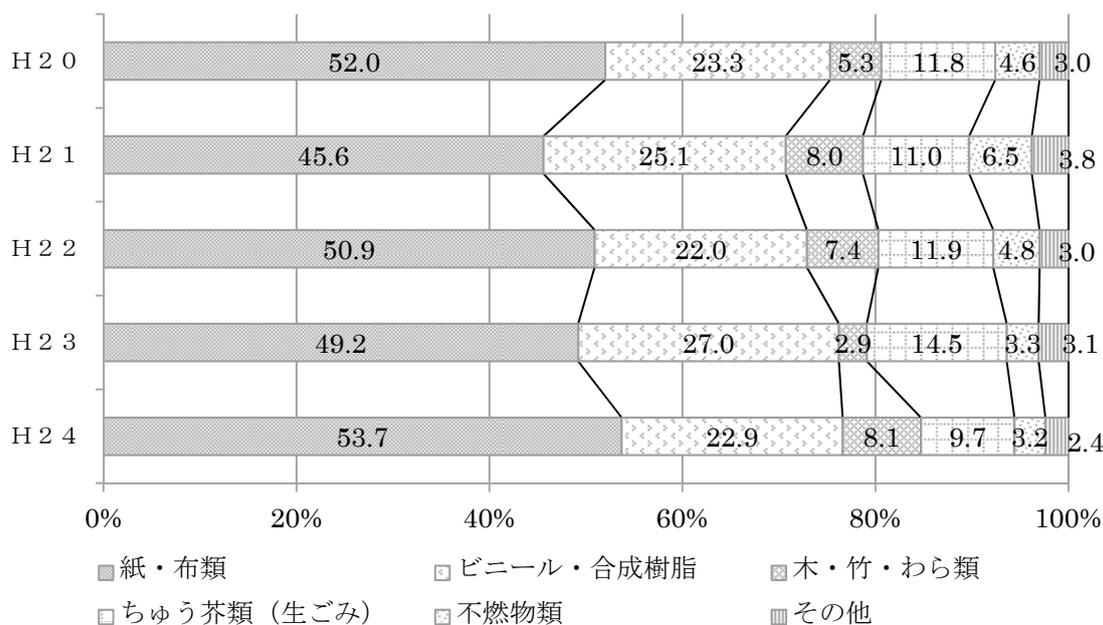
表：1-8 ごみの種類の組成の推移

【単位：%】

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
紙・布類	52.0	45.6	50.9	49.2	53.7
ビニール・合成樹脂	23.3	25.1	22.0	27.0	22.9
木・竹・わら類	5.3	8.0	7.4	2.9	8.1
ちゅう芥類（生ごみ）	11.8	11.0	11.9	14.5	9.7
不燃物類	4.6	6.5	4.8	3.3	3.2
その他	3.0	3.8	3.0	3.1	2.4

資料：中巨摩広域事務組合

図：1-5 ごみの種類の組成推移



※ちゅう芥類には卵殻、貝殻を含む

※その他は、孔眼寸法5〔mm〕のふるいを通じたもの

(3) ごみ処理経費の推移について

ごみ処理経費は、ごみの収集運搬を事業者へ委託する費用と中巨摩広域清掃センターで処分する費用の合計額を年度末の人口で除して求めたものです。

平成20年度から平成24年度までの1人当たりのごみ処理経費は、以下のように推移しています。

表：1-9 ごみ処理経費の推移

	1人当たり経費 (広域事務組合負担金分)	1人当たり経費 (収集運搬委託料分)	1人当たり経費 (合計)	年度末 人口
H20年度	7,475 円	2,475 円	9,950 円	74,146 人
H21年度	8,311 円	2,439 円	10,750 円	74,169 人
H22年度	7,017 円	2,455 円	9,471 円	74,500 人
H23年度	5,977 円	2,502 円	8,479 円	73,684 人
H24年度	3,985 円	2,539 円	6,524 円	73,211 人

資料：南アルプス市（環境課）

(4) 今後の課題

既存の焼却施設は平成14年度に改修し、処理規模を180t/16hから270t/24hに変更しましたが、すでに10年を経過し、老朽化に伴うごみ処理経費（中巨摩広域事務組合負担分）の増加が考えられます。さらに将来人口も減少傾向が予想されることから、現在のごみの排出状況がそのまま推移すれば、収集運搬委託料分の1人当たりの経費も増加することが考えられます。このため、1人当たりのごみ処理経費を少なくするためには、可燃ごみに含まれる再生可能な紙類等は、資源ごみへ分別排出することが今まで以上に求められます。

焼却後の処理については、現在民間事業所にて埋立処分されていますが、境川処分場が操業開始となった場合には、そこで埋立処分する予定となっています。

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本的な考え方

これまで、本市においては、市民・事業者・市が連携して様々なごみ減量・リサイクルに取り組んできた結果、家庭系可燃ごみの減量を達成するなど、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、今後の資源循環都市づくりや低炭素都市づくりのため、前計画から進めてきたごみの発生抑制や再生利用のための取組みを一層強化していく必要があります。

このため、基本方針を以下の3つに定め、廃棄物の発生抑制等の数値目標を設定するとともに、市民・事業者・市の役割と主な取組み事項を示すこととしました。

基本方針

- ア 更なる循環型社会の構築
- イ 低炭素社会の構築に向けた総合的な取組みの推進
- ウ 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

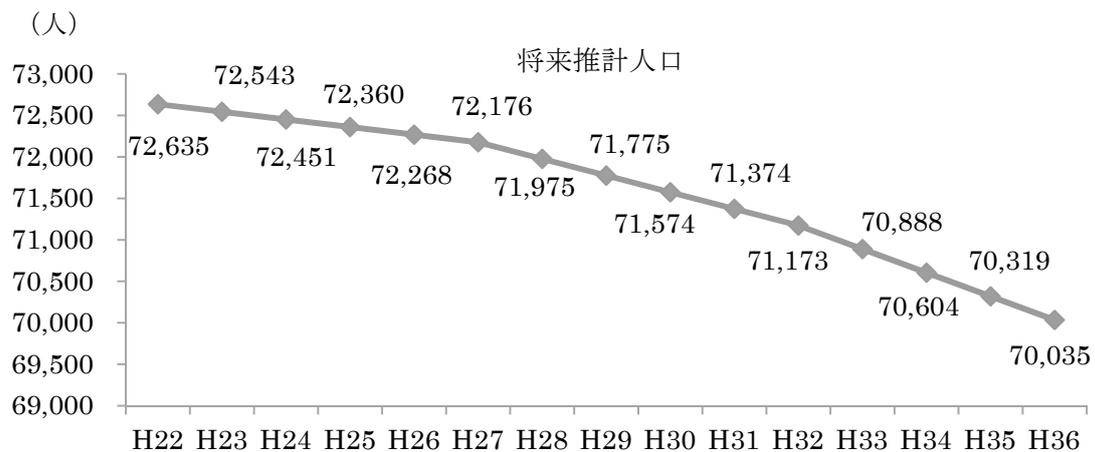
2. 計画の基本目標

(1) ごみの発生量の見通し

ア 将来人口の見込み

将来のごみの排出量を算出する前提となる将来人口を予測すると、下表になります。

図：2-1 将来推計人口



出典：社会保障・人口問題研究所

※各年度数値は人口問題研究所データによる推計

イ 将来のごみの発生量の予測

将来のごみの発生量を現状のまま推移とした場合の予測結果を下表に示します。

予測手順

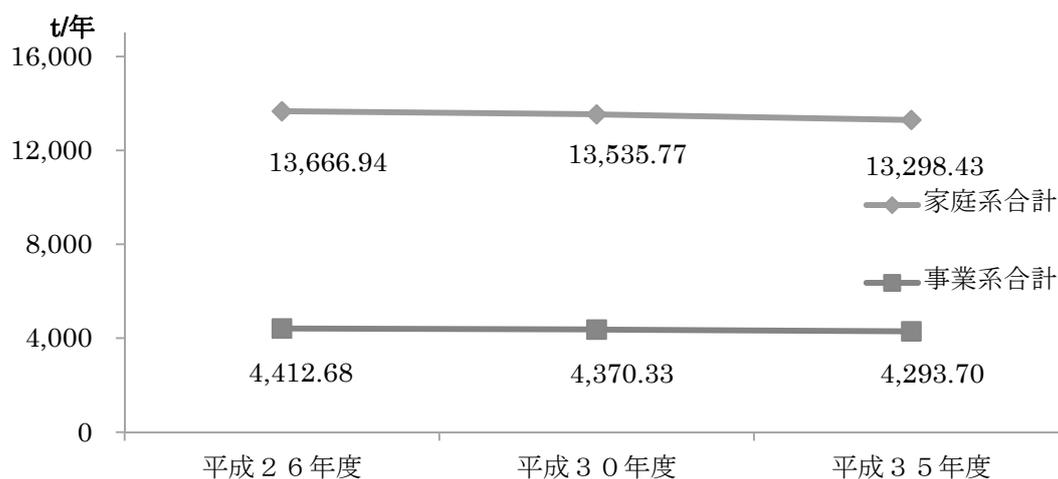
- ① 推計にあたっては、家庭系ごみ（収集及び直接搬入）と事業系ごみに分けて予測を行います。
- ② 家庭系ごみ（収集及び直接搬入）の排出量は、平成20年度から平成24年度までの排出量の平均値を平成26年度以降の排出量とし、別途推計した計画収集人口の予測値に乗じて求めます。
- ③ 事業系ごみも家庭系ごみと同様に、平成20年度から平成24年度までの排出量の平均値を平成26年度以降の排出量とし、家庭系ごみと同様の方法で算出します。

表：2-1 将来のごみの発生量の予測

【単位：t/年】

ごみ区分	平成26年度	平成30年度	平成35年度
家庭系合計	13,666.94	13,535.77	13,298.43
事業系合計	4,412.68	4,370.33	4,293.70

図：2-2 将来のごみの発生量の予測



(2) ごみの減量目標

今後の減量目標については、まず、ごみそのものをつくらない・出さない「発生・排出抑制」を実施し、市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割と責任を認識し、自主的かつ積極的に行動することが必要です。

ごみ組成（分析結果）で示されたように、可燃ごみの中に再生可能な紙類を入れない等の分別排出を徹底する等、家庭系ごみについては、ごみの減量の余地が十分にあると考えられます。また、南部・北部資源回収センターを有効利用することで、リサイクルに対する認識の向上とともに資源ごみの収集率の向上、不燃ごみ量の減少等ごみの減量化につなげていきます。そこで、平成35年度の目標値は平成24年度実績の10%削減を目標とします。また、事業系ごみは、平成20年度実績量から増加傾向が続いていましたので、最大でも平成20年度実績値を上回らない目標としました。

【減量目標】

《目標年度：平成35年度》

- ① 家庭系ごみの排出量（1人1日当たりごみ排出量）を平成24年度実績量の520g/人・日から468g/人・日に削減します。
- ② 事業系ごみについては、平成20年度実績量の141g/人・日まで削減します。

3. 施策の基本的な方向

(1) 更なる循環型社会の構築

これまで実施してきたごみ減量やリサイクルの推進は、市民・事業者の協力により相当程度の効果があったものの、意識調査の結果などから、今なお3R推進に取り組む余地があるものといえます。また、依然として不適正な排出や不法投棄をはじめとする不適正処理が見受けられます。

このような状況の中、市民・事業者・市が更なる連携を図り、ごみの発生抑制（リデュース）の取組みを進めることにより、ごみの総量を減らすことが必要です。次に、繰返し使う再利用（リユース）を進め、ごみの発生抑制に努めたうえで、ごみを排出する際には分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進します。これらの3Rに取り組んだ後に残ったごみについては、適正に処分します。

これらの取組みにより、自然環境に配慮し、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会への構築を更に進めていきます。

(2) 低炭素社会の構築に向けた総合的な取組みの推進

地球温暖化や石油資源の枯渇といった地球規模の環境問題への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、ごみ処理の分野においても、低炭素都市づくりに向けた総合的な取組みを推進していきます。市民・事業者・市が一体となって3Rを推進することにより、燃やすごみ量を削減し、温室効果ガスの発生や石油由来のエネルギー利用を低減します。

また、市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取組みによるごみ量・ごみ質などの変化に応じた適正なごみ処理体制を整備し、中長期的に温室効果ガスを低減します。

その他温室効果ガスの定量把握の手法を検討・導入することにより、低炭素社会の構築に向けて、施策の評価・見直しができるように努めます。

(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

市民・事業者・市の三者がそれぞれの責務を果たしつつ、あわせて三者が連携し一体化することにより、地域の人づくりや組織づくりを進めるとともに、地域の特性に応じた課題の解決を図るなど、地域に根ざした循環型社会・低炭素社会の構築に向けた取組みを推進していきます。

4. 実施・検討すべき施策

(1) 更なる循環型社会の構築

① 生活ごみの減量・リサイクルの推進

ア 生活ごみの減量・リサイクルの推進

更なるごみ減量・リサイクルの推進のためには、市民・事業者・市のそれぞれが意識を持って努力・行動することが必要です。

生ごみの減量・リサイクルの推進については、食材を計画的に購入し無駄なごみを出さないこと、食材の食べきりや廃棄時の水切りに努めるなど、ごみの発生抑制をはじめとしたごみ減量・リサイクルの推進に配慮した行動を求めています。

長寿命で省エネルギー型の物を大事に使用すること、マイバッグ運動等や詰め替え製品の購入や簡易包装を推進することなどにより、資源を有効かつ大事に使うことについて、引続き啓発していきます。

家庭ごみに中に占める再生可能な紙類（布類を含む。）のリサイクルの推進については、市民が取り組みやすい分別排出、収集形態を検討していきます。

また、市民が取り組みやすい分別排出に向けた制度改正や拡大生産者責任の考え方を踏まえた事業者による自己回収・リサイクルについて、国や製造事業者に対し、引き続き問題を提起し、要望していきます。

なお、一般家庭から排出される石膏ボードやレンガ等については、処分業許可業者へ処分依頼をしていく等の指導に努めていきます。

イ 分別の徹底

分別排出などへの意識が低いと判断される場合は、具体的な行動に結びつきやすい広報などを用いて普及啓発に努めます。また、地域と連携し、排出実態の把握や排出ルール of 徹底に努めるとともに、実態把握などにより明らかとなった地域の課題の解決に取り組みます。

ウ 不適正排出防止対策・不法投棄防止対策の徹底

地域と連携して、不法投棄防止の看板設置やパトロールを強化するなど、効果的に広報活動を展開します。

エ 廃棄物系バイオマスなどのエネルギー活用

大学などと連携して、生ごみなどの廃棄物系バイオマスのリサイクル手法を検討します。また、剪定枝については、一定の条件を設けることによりバイオマスエネルギーとしての活用を図っていきます。

オ グリーン購入の推進

リサイクル事業の市場が拡大し、持続可能な社会が構築されるよう、再生品の利用など、グリーン購入の推進に向けた啓発などを行います。

③ 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

ア 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

事業者意識を把握するとともに、それぞれの課題に対応したごみ減量・リサイクル推進に係る取組みを推進します。また、製造者等が資源を有効かつ大事に利用するとともに、廃棄時にリサイクルがしやすいなどの環境に配慮した商品の開発やサービスの提供をするよう引続き啓発を行います。

また、廃棄物系バイオマスのリサイクル促進のあり方などを検討します。排出事業者のごみ減量・リサイクル推進に係る取組みが評価される仕組み、先進事例となる事業者の情報を広く公表するなどの啓発を検討します。

イ 分別の徹底

分別排出などの意識が低いと考えられる事業者に対して、再生可能な紙類の分別指導などを行います。

事業系可燃ごみ中に占める再生可能な紙類（布類を含む。）のリサイクルの推進については、排出事業者に対する指導啓発を行います。

また、環境に配慮している事業者の具体的な取組みなどについて、更なる周知に努め、イベントなどでのごみ分別などの取組みについて、支援します。

ウ 不適正排出防止対策・不法投棄防止対策の徹底

地域と連携して、不法投棄防止の看板設置やパトロールを強化するなど、効果的に広報活動を展開します。

生活ごみ集積所への不適正排出については、地域との連携により、実態を把握し、指導します。

エ グリーン購入の推進

リサイクル事業の市場が拡大し、持続可能な社会が構築されるよう、再生品の利用など、環境に配慮した商品の製造やグリーン購入の推進に向けた啓発などを行います。

オ 展開検査の推進

事業系のごみの増加傾向に対し、減量化に有効な展開検査を実施するよう関係機関に働きかけます。

③ ごみの適正処理体制の確立

ア ごみの適正処理体制の確立

ごみ量やごみ質などの予測を踏まえた処理体制のあり方を検討し、適正処理体制を構築します。また、既存施設の整備に当たっては、性能水準を保ちつつ、長寿命化を図ります。

イ 災害廃棄物などの適正処理体制の構築

災害発生時において、より迅速かつ適正な処理体制を構築します。

ウ 経済性を考慮した効率的な処理体制の構築

適正処理体制の構築を前提として、経済面からも十分検討し、効率的な処理体制を構築します。

(2) 低炭素社会の構築に向けた総合的な取組みの推進

- ① ごみ減量・リサイクル推進による燃やすごみ量の低減
 - ア 更なる循環型社会の構築に係る施策を実施することにより、燃やすごみ量を低減し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。
 - イ 容器包装リサイクル法の徹底・推進
特に、紙やその他プラを可燃ごみとしてではなく、資源として分別するように指導していきます。
 - ウ 次代を担う子ども達への教育・普及活動の推進
図書館・学校等連携した環境学習・教育を充実します。
- ② 収集運搬体制の最適化の検討
 - ア ごみ収集運搬車両の低公害化の推進
環境負荷の少ない低公害車両導入の一層の推進を図るよう指導します。
 - イ 収集運搬体制の最適化の検討
確実な収集運搬を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、温室効果ガスをより低減する収集運搬体制の最適化を検討します。
- ③ 中間処理（リサイクルを含む）・最終処分における温室効果ガスの低減
 - ア 温室効果ガスの削減に資する施設整備の検討
既存施設の基幹的設備の改良に当たっては、省エネルギーや高エネルギー回収に資する設備の導入を検討します。
 - イ ごみ焼却施設における余熱利用の推進
ごみの焼却に伴い発生した余熱について、蒸気供給などにより、更なる有効利用を推進します。
 - ウ ごみ処理施設の最適化の検討
確実な処理を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、温室効果ガスをさらに低減する処理施設の最適化を検討します。また、ごみ量やごみ質に応じて、安定的かつ効率的な施設の運転に努めます。
 - エ 温室効果ガス排出量の定量評価手法の導入の検討
温室効果ガスをさらに低減するごみ減量・リサイクル推進施策や適正処理体制の構築について評価するため、収集運搬から最終処分までの各工程の温室効果ガス排出量の定量評価手法の導入を検討します。

(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

① 実施につながりやすい広報・啓発事業の展開

市民・事業者の関心や理解を更に深め、三者が認識を共有するため、事業・広報・啓発が相互に関連し、より分かりやすく、実践につながりやすい情報提供に努めます。また、ごみ減量・リサイクルの推進の状況などを分かりやすく公表します。

ア 市による市民・事業者協働の学習会の開催

ごみ減量に関する政策の企画立案・実施において市民や事業者の参加の場を設けるとともに、施策の実施にあたっては、市民・事業者が円滑に協力できる体制づくりに努めます。

イ 市による出前講座の開設・推進

本市の環境活動の状況や他の自治体の取組み事例を紹介し、積極的に環境活動への参加を促進していきます。

② 地域課題の解決に向けた取組みの推進

不適正排出・不法投棄などの地域の個別具体的な課題の解決に向け、それぞれの地域特性を考慮し、市民・事業者との協働により地域の力を活用した取組みを推進します。

ア 生活環境保全検討委員による指導

生活環境保全検討委員により、旧町村間のごみ減量・環境美化に対する地域間格差を解消する取組みに努めます。

③ ごみ減量・リサイクルの推進に係る人・組織づくりの推進

ア 環境美化員による指導・啓発

環境美化員による、地域のごみ減量の指導・リサイクルの普及・啓発活動を支援することにより、地域内での交流を活発化し、人材の育成を図ります。

イ 次代を担う子供達への教育・啓発活動の推進

次代を担う子供達への環境教育は、大量生産・大量消費、大量廃棄システムから脱却し、持続可能な社会を構築する上で必要不可欠な啓発です。市内の小中学校における環境教育の充実に努めていきます。

ウ 市民参加型のイベントなどの開催

市民・事業者がごみ減量・リサイクル推進の取組みが積極的に広がるよう市も含めた三者の連携によるイベントやキャンペーンを開催します。また、出前講座や施設見学などのメニューの充実や周知に努めます。

エ 環境美化活動の推進

市民・事業者が自主的に地域の清掃活動を推進することにより、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくり・しにくい環境づくりを推進します。

オ 施策・事業への反映

地域課題の把握に努め、その課題の解決に向けた施策等の実施を検討します。

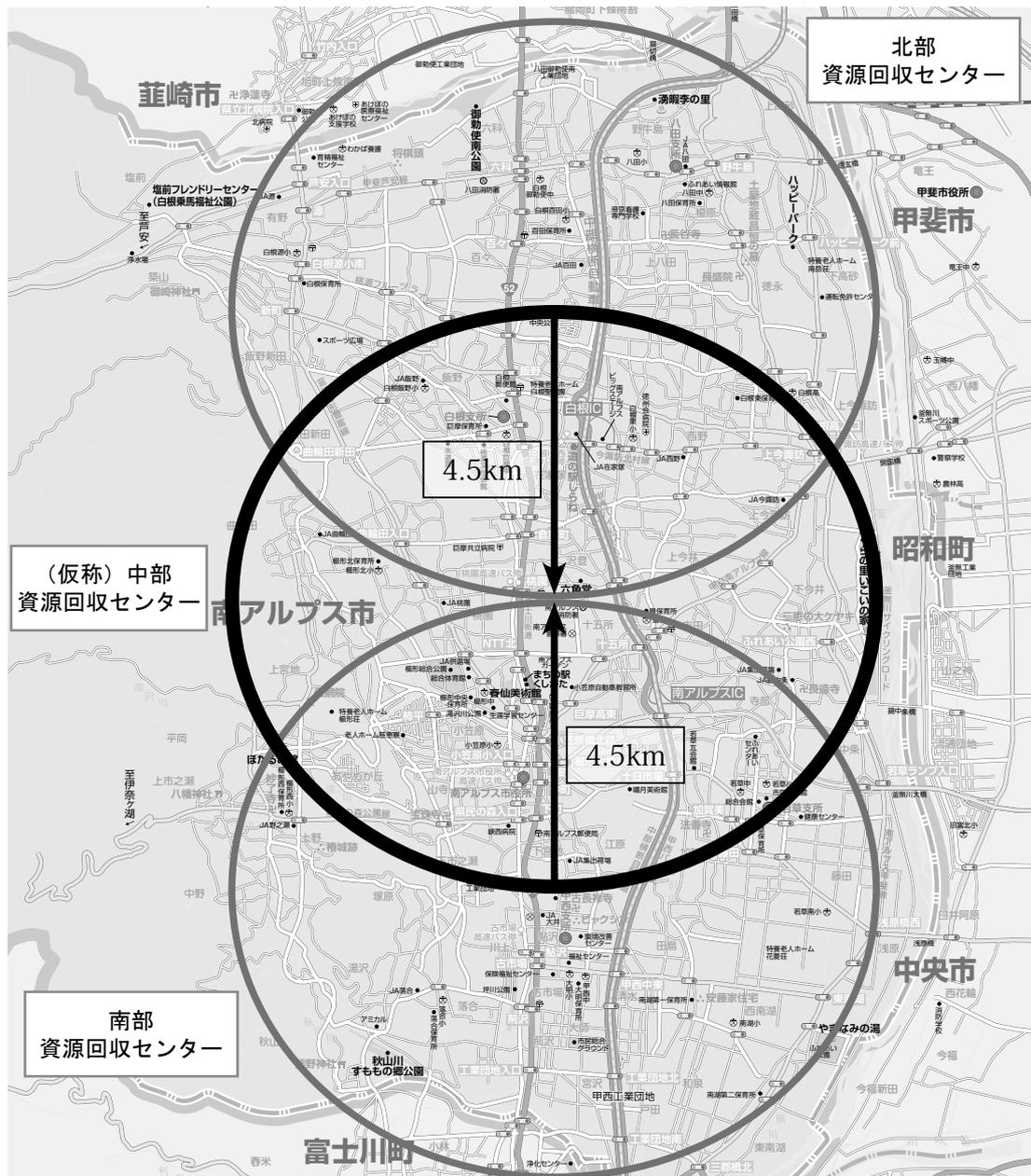
5. 処理施設の整備計画

(1) ごみ焼却施設

ごみやごみ質（組成）の予測などを踏まえた施設のあり方を検討するとともに、既存施設の整備に当たっては、性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、基幹的設備の改良の際には、省エネルギーや高エネルギー回収設備の導入を検討します。

(2) 資源回収施設

南部（甲西地区）・北部（八田地区）それぞれの資源回収センターを有効利用することにより、リサイクル率の向上につなげていきます。また、今後の資源ごみの排出状況により、新たに中部資源回収センター（仮称）の設置についても検討します。



6. 処理体制

(1) 生活系ごみの収集運搬

家庭ごみなどの排出量の予測や処理施設の整備状況などを踏まえ、適正かつ効率的な収集運搬体制の構築を検討します。

(2) 事業系ごみの収集運搬

ごみの適正処理を確保するため、収集運搬業務の継続性・安定性などに配慮しつつ、排出事業者のごみの減量やリサイクルを促進する制度のあり方を検討します。

(3) 資源物のリサイクル

廃棄物系バイオマスのリサイクル体制の構築を目指します。

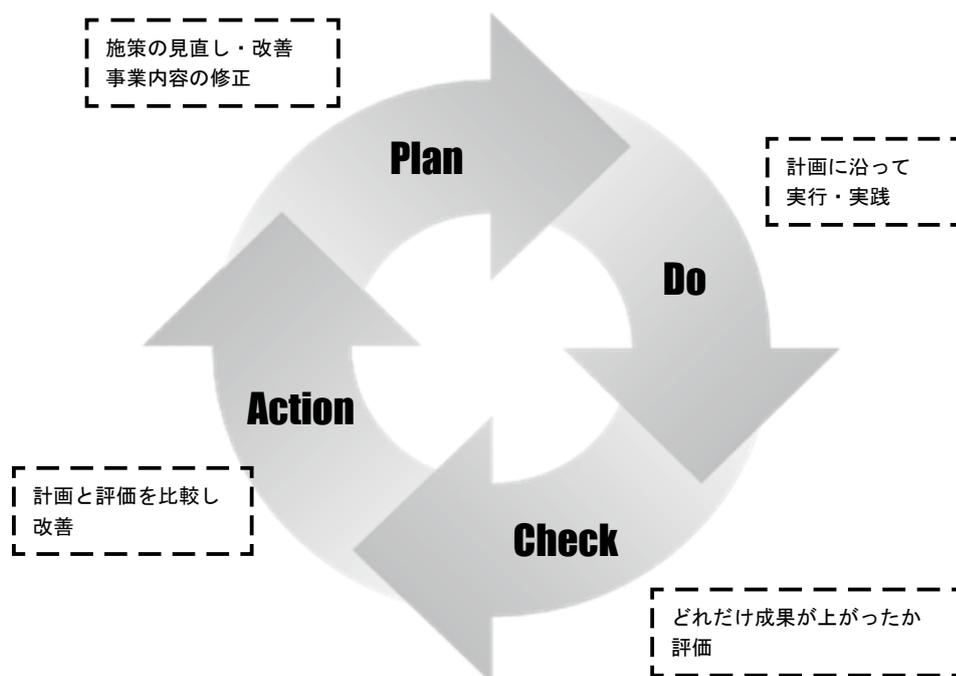
7. 計画の進行管理と施策の推進

本計画の基本目標の達成状況や施策事業の実施状況などについて、次頁に示してありますように、PDCA サイクル (Plan・Do・Check・Action) に基づき進行管理を行います。

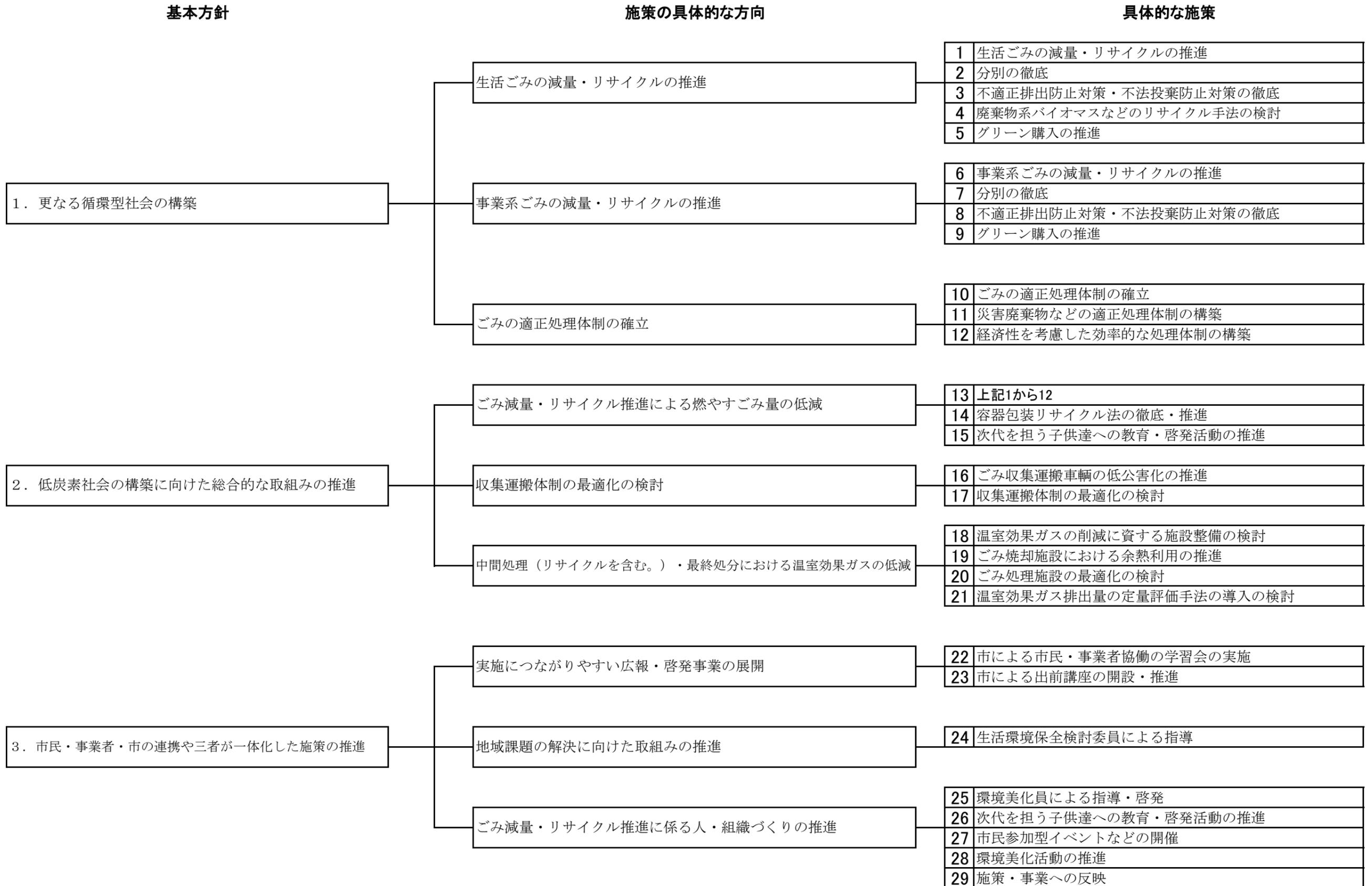
進行管理に当たっては、南アルプス市環境審議会への報告を行い、ホームページなどに公表します。

また、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進に当たり、大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■ PDCAサイクル



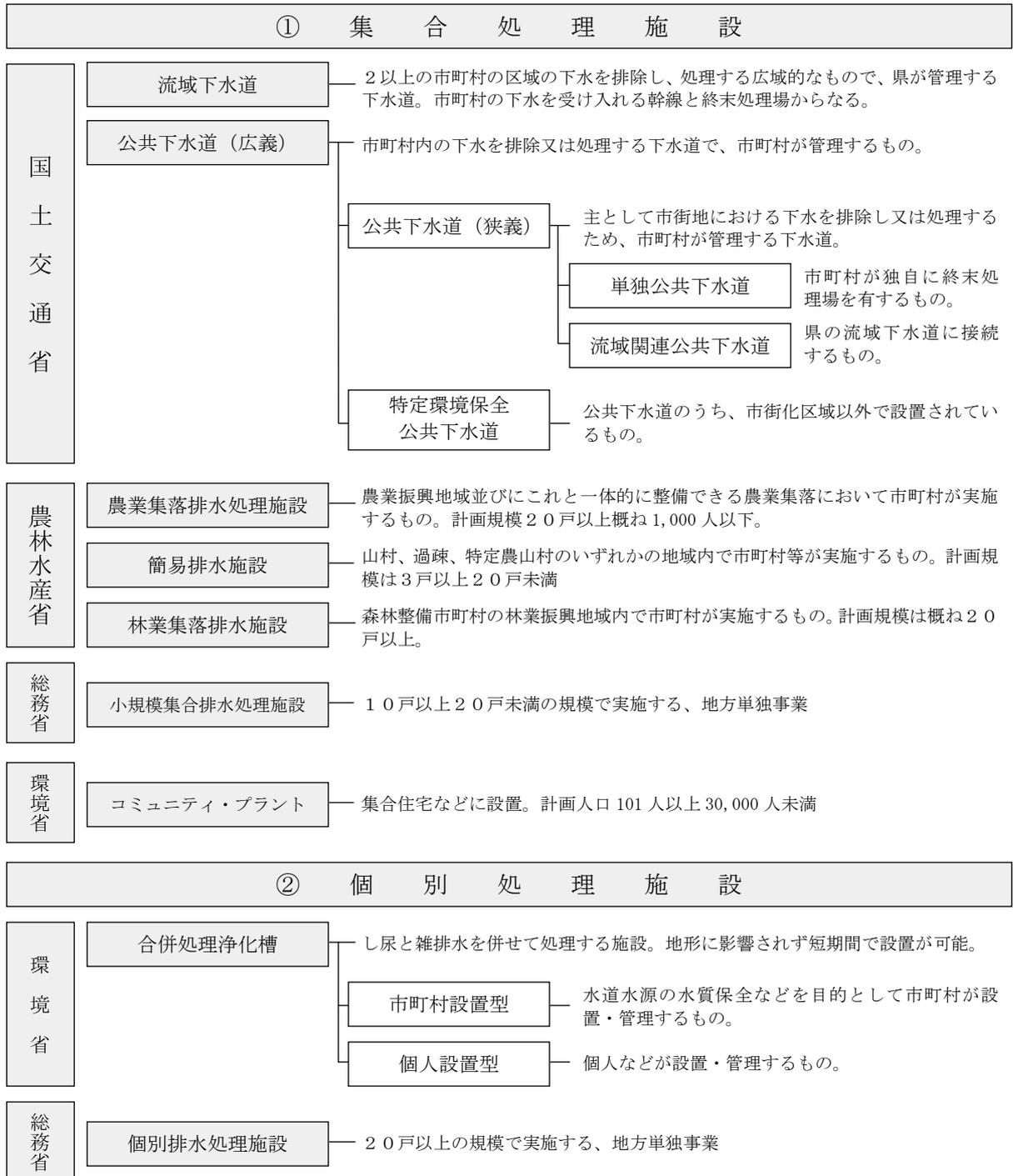
基本方針を達成するための各種計画の概要図



第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理施設の種類の種類

図：3-1 生活排水処理施設の種類の種類

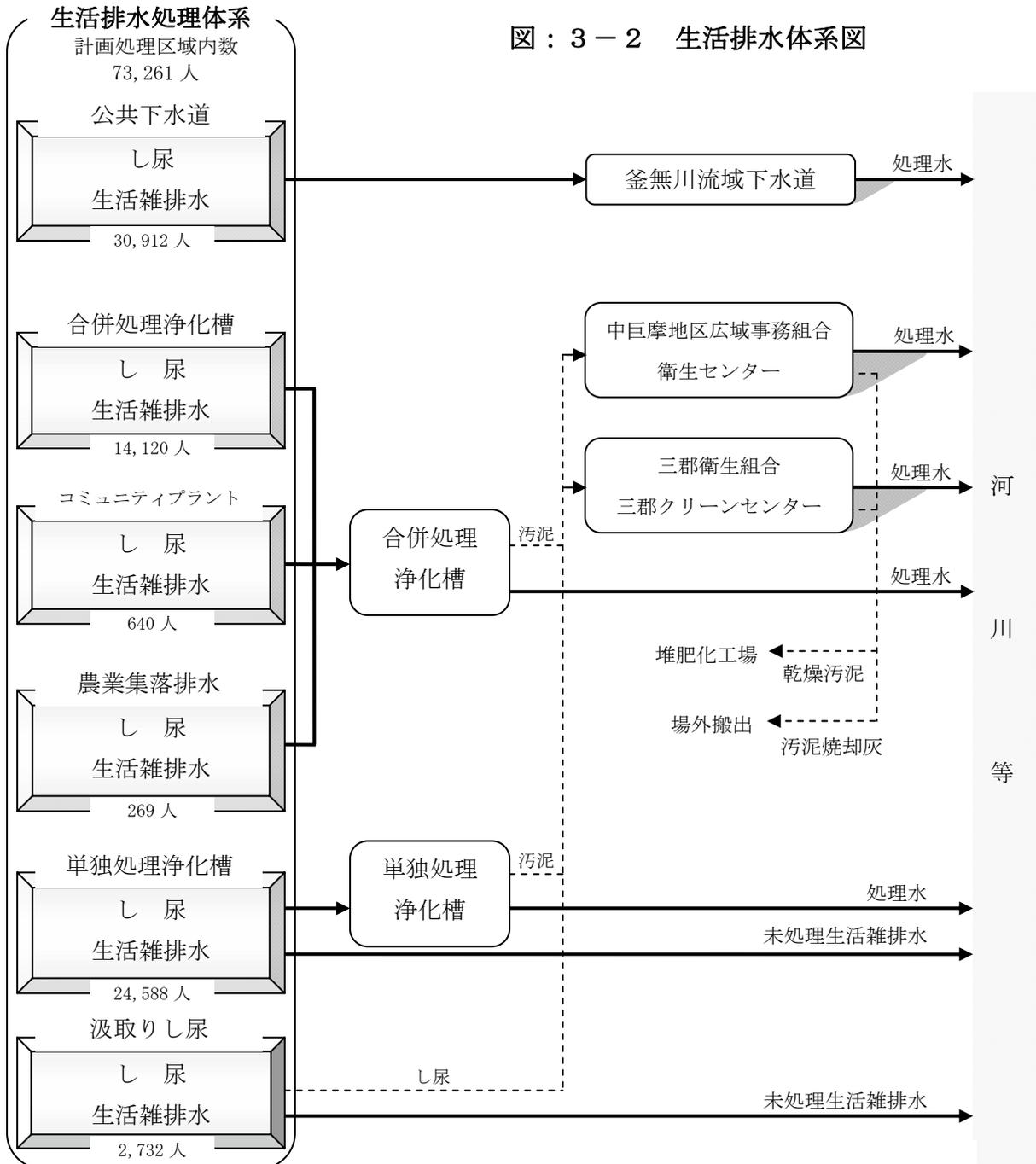


資料：山梨県生活排水処理施設整備構想による

2. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の体系

本市における生活排水処理体系の概要を図：3-2に示す。(平成24年度末)



(2) 生活排水処理の状況

本市における過去5年間の生活排水処理体系別人口の推移を表：3-1と図：3-3に示す。計画処理区域内人口（外国人登録数を含む）の増加は5年間で減少傾向を見せているのに対し、平成12年度単独浄化槽の新設が禁止されたのを受け、公共下水道及び合併浄化槽が増加している。

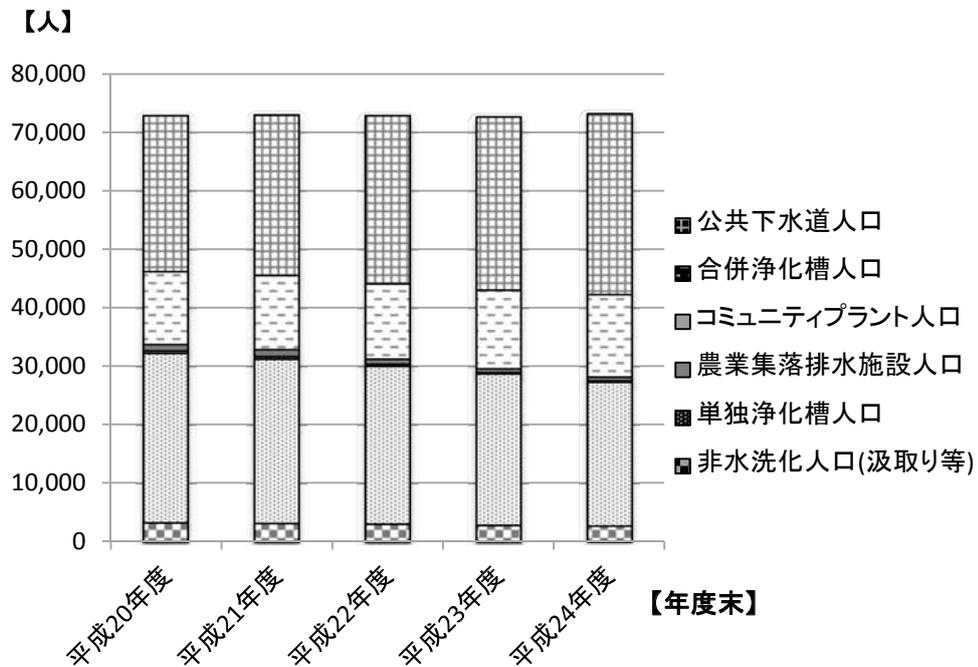
表：3-1 生活排水処理体系別人口

【単位：人】

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公共下水道人口	26,663	27,499	28,719	29,585	30,912
合併浄化槽人口	12,504	12,642	12,957	13,444	14,120
コミュニティプラント人口	1,106	1,264	827	653	640
農業集落排水施設人口	377	377	352	259	269
単独浄化槽人口	29,053	28,175	27,063	25,843	24,588
非水洗化人口(汲取り等)	3,228	3,130	3,007	2,872	2,732
計画処理区域内人口	72,931	73,087	72,925	72,656	73,261

※計画処理区域内人口は3月末現在の住民基本台帳人口

図：3-3 生活排水処理体系別人口の推移



(3) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を表：3-2に示す。公共下水道について、釜無川流域下水道関連による処理、非水洗化（汲取りし尿）及び浄化槽汚泥は、中巨摩広域事務組合と三郡衛生組合において処理を行っている。

表：3-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿＋生活排水	釜無川流域下水道
合併浄化槽	し尿＋生活排水	個人、事業所
コミュニティプラント	し尿＋生活排水	個人、事業所
農業集落排水施設	し尿＋生活排水	本市
単独浄化槽	し尿	個人、事業所

これまで、下水道の事業の評価には、建設省所管の下水道事業による下水道普及率を指標としてきた。しかし、平成9年度、平成15年度に「山梨県生活排水処理施設整備構想」が策定（平成20年度見直し）（平成25年度見直し作業中）され、生活排水の処理状況を示す新しい指標として、下水道をはじめとする様々な生活排水処理施設を総合的に考慮した「生活排水クリーン処理率」が取り入れられている。国土交通省所管の下水道事業、農林水産省所管の農業集落排水施設整備事業、環境省所管のコミュニティプラント及び合併処理浄化槽等により生活排水（し尿＋生活雑排水）の処理が可能となった生活排水処理人口の計画処理区内人口に対する割合で求める。

$$\text{生活排水クリーン処理率} = \frac{\text{※生活排水処理人口}}{\text{計画処理区内人口}}$$

※生活排水処理人口	=	$\left\{ \begin{array}{l} \text{下水道処理人口} \\ \text{農業集落排水処理人口} \\ \text{コミュニティプラント処理人口} \\ \text{合併処理浄化槽処理人口} \end{array} \right.$
-----------	---	---

(4) 生活排水クリーン処理率

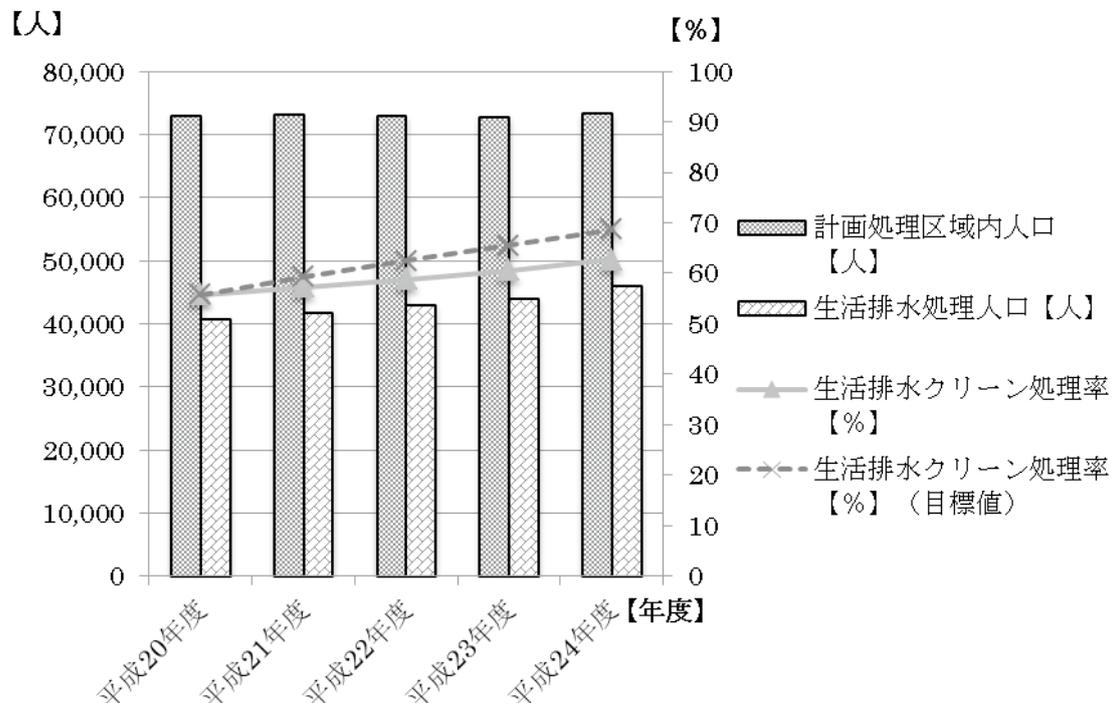
本市の過去5ヶ年の生活排水クリーン処理率（し尿排水+生活排水の両方を処理）の推移を表：3-3と図：3-4に示す。公共下水道への接続と合併浄化槽の普及等により生活排水クリーン処理率は平成20年度の55.7%に対し平成24年度の62.7%と、過去5ヶ年で7%向上した。

表：3-3 生活排水クリーン処理率の前計画の目標と実績

区分	計画処理区域内人口【人】	生活排水処理人口【人】	生活排水クリーン処理率【%】	生活排水クリーン処理率【%】（目標値）
20年度	72,931	40,650	55.7	55.8
21年度	73,087	41,782	57.2	59.3
22年度	72,925	42,855	58.8	62.4
23年度	72,656	43,941	60.5	65.5
24年度	73,261	45,941	62.7	68.6

※計画処理区域内人口は3月末現在の住民基本台帳人口

図：3-4 生活排水クリーン処理率の推移



(5) 生活排水に係る現状の問題点

本市の生活排水は、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどの集合処理施設と浄化槽による個別処理によって処理されています。

集合処理は、台所や風呂などの雑排水もし尿と併せて処理されますが、個別処理のうち、合併処理浄化槽は、し尿・雑排水の両方を処理しますが、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯においては、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

集合処理の整備は、順調に進んでいますが、公共用水域の水質は改善傾向にあるものの横這い状況である。

①生活排水処理施設整備の推進

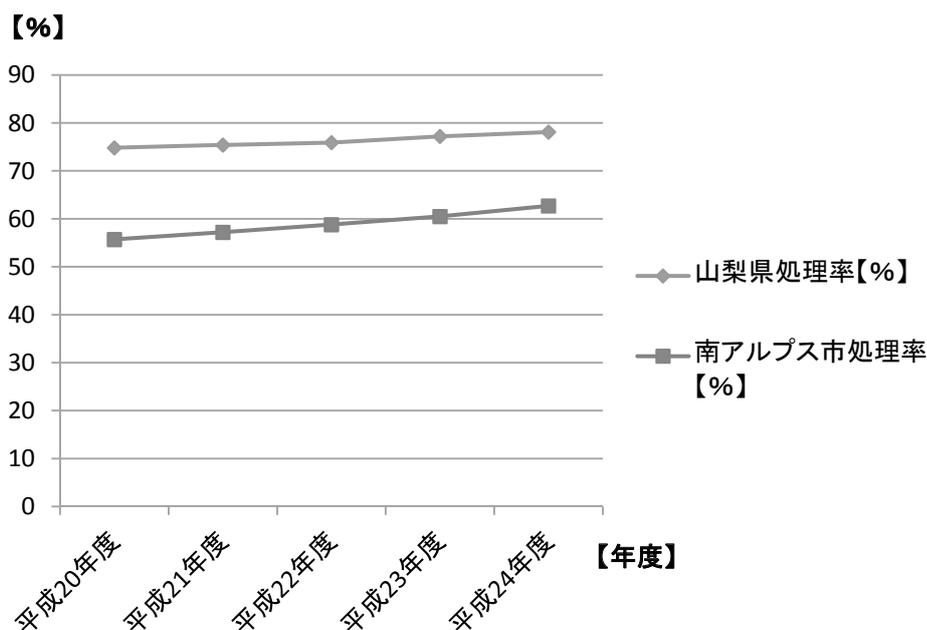
本市における生活排水クリーン処理率を県と比較した表：3-4と図：3-5で示す。本市と県共に生活排水クリーン処理率は年々多少の増加の傾向にあるが、県との処理率の差は依然開いた状態であるため、経済性や地域性及び施設の特性を考慮した生活排水処理施設整備の推進を行う必要がある。生活排水処理施設の種類を図3-1に示す。

表：3-4 生活排水クリーン処理率の比較

区 分	計画処理区域内人口【人】	生活排水処理人口【人】	山梨県処理率【%】	南アルプス市処理率【%】
20年度	867,122	648,842	74.8	55.7
21年度	864,210	651,814	75.4	57.2
22年度	860,559	652,784	75.9	58.8
23年度	855,746	661,008	77.2	60.5
24年度	863,917	674,833	78.1	62.7

※計画処理区域内人口は3月末現在の住民基本台帳人口

図：3-5 生活排水クリーン処理率



②公共下水道の整備

本市の公共下水道事業計画は、昭和48年策定の下水道法第2条の2による富士川流域別下水道整備総合計画に基づき、釜無川流域下水道として事業着手を行った。しかし、この事業計画では、新設の住宅団地が、流域関連公共下水道の整備を待っていると供用開始まで約10年以上かかるという問題があるため、暫定処理場（フレックスプラン）を建設し、流域関連公共下水道の整備が完了するまでの間処理を行っている区域がある。

本市の公共下水道事業計画の概要を表：3-5に示す。

表：3-5 公共下水道計画の概要

施設名	釜無川流域下水道	白根桃ノ丘処理場
開始時期	平成10年4月～	平成5年8月～
排除方式	分流式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法	長時間エアレーション法
計画地区【ha】	1,195.5	11.0
許可計画処理人口	30,273人	1,440人
全体計画汚水量 日最大【m ³ /日】	46,708	520
放流水質 【日間平均】	pH : 5.8～8.6 BOD : 15mg/L以下 SS : 30mg/L以下 大腸菌群数 : 1,000 個/ml 以下	pH : 5.8～8.6 BOD : 15mg/L以下 SS : 30mg/L以下

③合併浄化槽の普及

浄化槽法の改正により、平成12年度から単独浄化槽の新設が廃止され、合併浄化槽の設置が義務付けられた。しかし、現在においても単独浄化槽人口は、約24,000人で本市人口全体の34%を占めていることから、今後も積極的に合併浄化槽への切替えを指導してゆく必要がある。

- ・単独浄化槽→合併浄化槽へ切替え
- ・非水洗化（汲取り）→合併浄化槽へ切替え

④コミュニティプラント

複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を地区で共同処理するコミュニティプラントは、下水道地区外での新規下水道整備より低コストで行える利点があり、人口密集地区においては、特に有効といえる。本市におけるコミュニティプラントの施設概要を表：3-6に示す。

表：3-6 コミュニティプラント施設概要

処理施設名	西新居団地地域 し尿処理施設	白根高南団地地域 し尿処理施設	白根南原団地地域 し尿処理施設
所在地（地区）	甲西地区	白根地区	白根地区
開始時期	昭和61年6月～	平成5年～	昭和57年3月～
処理方法	長時間 エアレーション法	長時間 エアレーション法	長時間 エアレーション法
計画処理人口	275人	290人	565人
全体計画汚水量 日最大(m ³ /日)	73	76	149
放流水質	pH : 5.8～8.6 BOD : 30mg/L 以下 SS : 60mg/L 以下	pH : 5.8～8.6 BOD : 30mg/L 以下 SS : 60mg/L 以下	pH : 5.8～8.6 BOD : 15mg/L 以下 SS : 30mg/L 以下

⑤農業集落排水施設

本市における農業集落排水施設は芦安地区のみに存在する。これは、地理的に下水道の普及が困難な山村地区であり、かつ戸数が少ないため、地区が単独で実施している事業である。芦安地区における農業集落排水施設の概要を表：3-7に示す。

表：3-7 農業集落排水施設の概要

処理施設名称	芦倉地区農業集落排水処理施設	
開始時期	平成6年10月～	
処理方法	JARUS XI 型（回分式活性汚泥方式）	
計画処理人口	660人	
全体計画汚水量（m ³ /日）	179	
放流水質	BOD : 20mg/L 以下	SS : 50mg/L 以下

3. し尿等収集処理の現状

(1) 収集運搬の状況

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集は許可業者により行われている。本市における収集業者及び収集車両の内訳を表：3-8に、過去5ヶ年のし尿・浄化槽汚泥搬入量実績を表：3-9にそれぞれ示す。

汲取りし尿・浄化槽汚泥の搬入量は、年々減少傾向を示しており、下水道人口の増加によるものと推測できる。

表：3-8 し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者

収集業者	収集区分		収集車両【台数】									合計
	し尿	浄化槽汚泥	1.3t	1.8t	2t	3t	3.4t	3.6t	3.7t	7.2t	10t	【台数】
A社	○	○	1	1			1		5	1		9
B社	○	○		1			1	1				3
C社	○	○			1	3			4		2	10
D社	○	○		2								2

表：3-9 し尿・浄化槽汚泥搬入量

区 分	収集量【kL/年】			一日平均
	し尿	浄化槽汚泥	合計	収集量【kL/日】
平成20年度	1,009.43	18,436.85	19,446.28	53.28
平成21年度	1,050.69	16,938.41	17,989.10	49.29
平成22年度	960.53	17,537.83	18,498.36	50.68
平成23年度	877.64	16,907.29	17,784.93	48.73
平成24年度	531.14	17,481.95	18,013.09	49.35

※搬入量は中巨摩地区広域事務組合及び三郡衛生組合の合計量

表：3-10 し尿・浄化槽汚泥搬入量の前計画の目標と実績

区 分	し尿【kL/年】		浄化槽汚泥【kL/年】		一日平均処理量【kL/日】	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
平成 15 年度	3,076.05	4,147.02	17,239.16	16,168.19	55.66	55.66
平成 17 年度	3,195.29	3,876.48	16,189.65	16,064.28	53.11	54.63
平成 19 年度	3,160.80	2,155.09	15,125.55	17,736.08	50.10	54.50
平成 21 年度	3,126.31	1,050.69	14,061.45	16,938.41	47.09	49.29
平成 23 年度	3,091.82	877.64	12,997.35	16,907.29	44.08	48.73

(2) し尿処理施設の概要

本市から収集された汲取りし尿・浄化槽汚泥は、旧行政地区毎に中巨摩地区広域事務組合（八田地区、白根地区、芦安地区）と三郡衛生組合（若草地区、櫛形地区、甲西地区）に分けられ処理されている。それぞれの処理施設の概要を表：3-11に、し尿等処理事業費を表：3-12、し尿処理量と処理費の関係を図：3-6に示す。

表：3-11 し尿処理施設概要

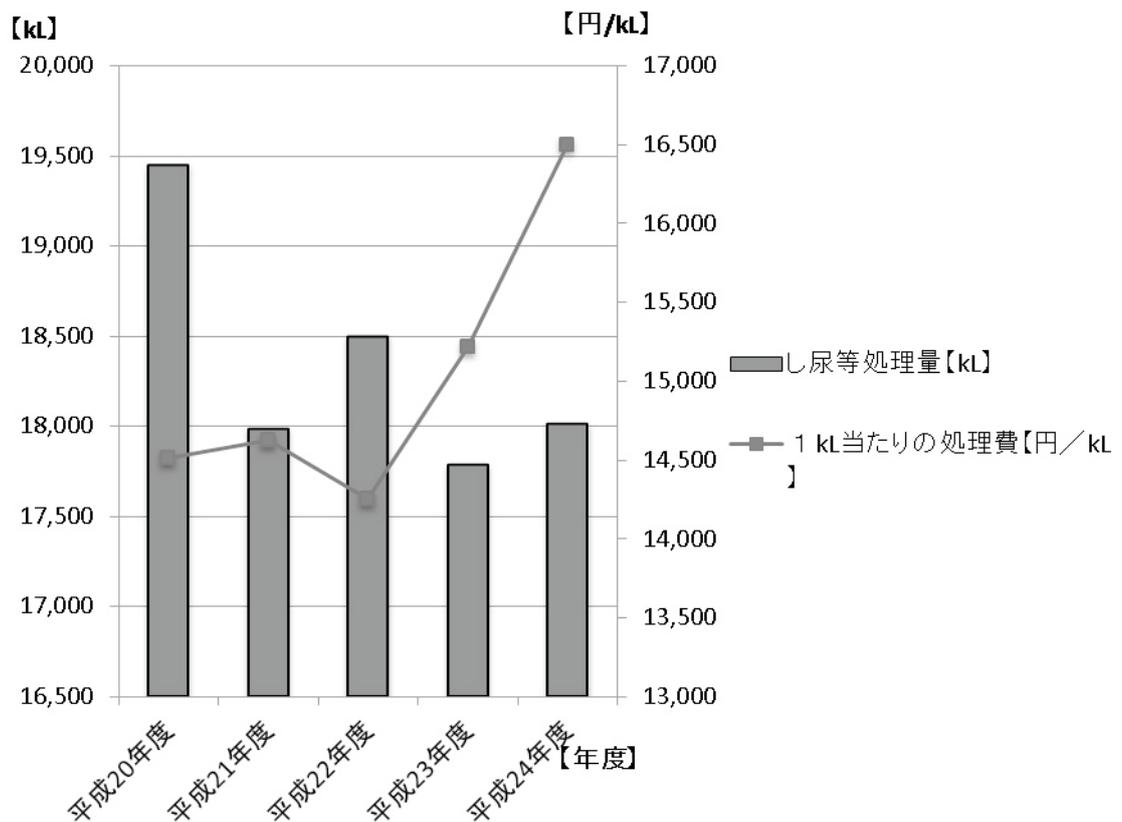
項 目	施 設 概 要	
名 称	中巨摩地区広域事務組合 衛生センター	
所 在 地	山梨県中央市乙黒字大明神1083-3	
構成市町村	南アルプス市（八田・白根・芦安地区）、甲斐市（竜王地区）、中央市（田富、玉穂地区）、昭和町の3市1町	
計画処理能力	85kL/日（し尿：32kL/日 浄化槽汚泥：53kL/日）	
処理方式	主処理：高負荷脱窒素処理方式 高度処理：砂ろ過＋活性炭吸着 汚泥処理：脱水→乾燥→焼却 臭気処理：高濃度臭気 → 焼却脱臭処理 中低濃度臭気→薬液洗浄（酸＋アルカリ次亜塩）＋活性炭脱臭処理 極低濃度臭気→活性炭脱臭処理	
放 流 先	河川	
放 流 水 質	pH：5.8～8.6 T-N：10mg/L以下 BOD：10mg/L以下 T-P：1mg/L以下 COD：20mg/L以下 大腸菌群数：300個/ml以下 SS：10mg/L以下 色度：20度以下	
名 称	三郡衛生組合 三郡クリーンセンター	
所 在 地	山梨県南アルプス市東南湖1070	
構成市町村	南アルプス市（若草・櫛形・甲西地区）、市川三郷町（三珠、市川大門地区）、富士川町（鰍沢、増穂地区）の1市2町	
計画処理能力	84kL/日（し尿30%、浄化槽汚泥70%程度）	
処理方式	水処理：好気性消化＋一段活性汚泥処理＋沈殿＋消毒 汚泥処理：濃縮→脱水→搬出 臭気処理：酸＋アルカリ洗浄	
放 流 先	河川	
放 流 水 質	BOD：20mg/L以下 SS：50mg/L以下	

表：3-12 し尿等処理費

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
広域負担金【千円】	282,157.87	263,059.54	263,691.89	270,629.36	297,130.31
し尿等処理量【kL】	19,446.28	17,989.10	18,498.36	17,784.93	18,013.09
1 kL 当たりの処理費【円/kL】	14,509.61	14,623.27	14,254.88	15,216.78	16,495.24

※負担金については工事費や償還金を含む

図：3-6 し尿処理量とし尿 1 kL 当たりの処理費の関係



図：3-6は、し尿処理施設でのし尿等処理量と1kL当たりの処理費を示したものである。1kL当たりのし尿処理費はし尿等処理量が多いほど低コストで行われている。今後、公共下水道の整備により、し尿等処理量は減少を示すと推測されることから、量的・質的变化に対応した処理方法の見直しを検討する必要がある。また、施設の起償償還は減ってくるが年々施設の維持管理費（修繕）等も増加傾向になると思われる。

4. 生活排水処理基本計画

(1) 基本的な考え方

本市においては、平成17年2月に計画期間を平成25年度までとする生活排水処置基本計画を策定しました。

この目的は、水環境の保全し、公共用水域の水質汚濁の防止を図ることです。このため人の日常生活から排出される生活排水の適切な処理が必要であり、下水道等の生活排水処理施設を早急に整備してきました。

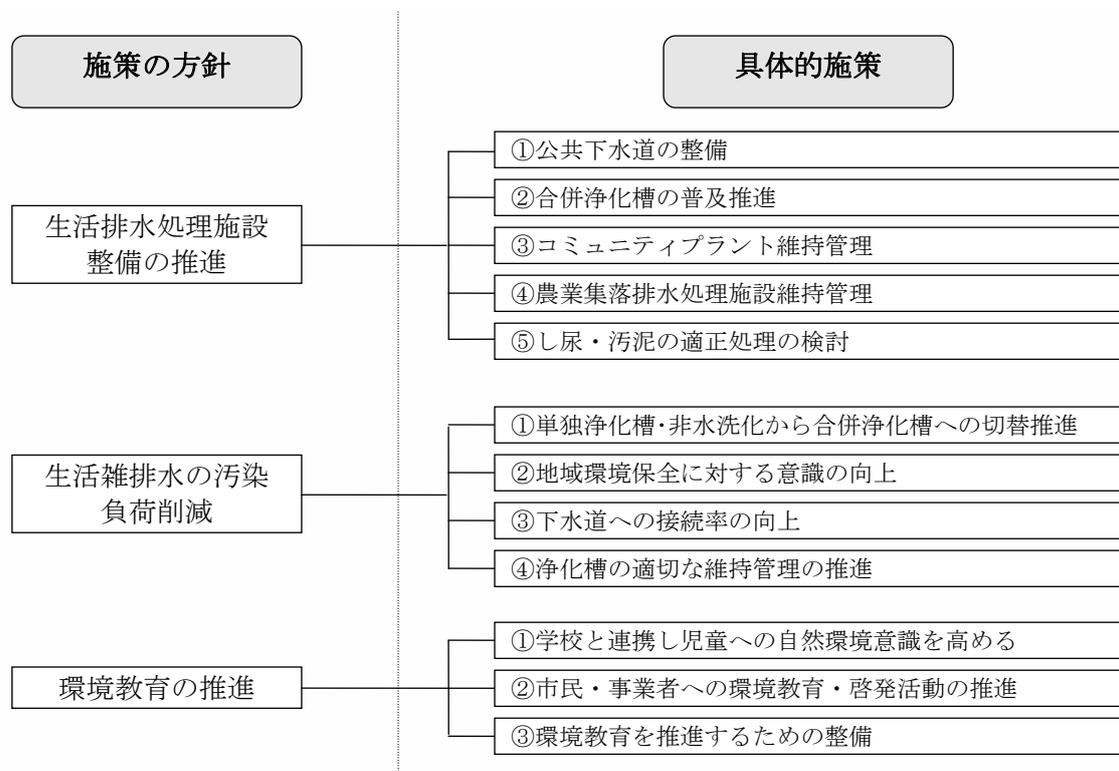
具体的には、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽のそれぞれの特性や経済性等を考慮し、地域特性にあった施設の整備を市内全域に進めてきました。

今後も引き続き生活排水の適正処理を確保することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、貴重な自然環境を保全・保護するため、的確な施策の推進に努めることとします。

(2) 計画の基本方針

- ① 生活排水処理施設整備の推進
- ② 生活雑排水の汚染負荷の削減
- ③ 環境教育の推進

図：3-7 生活排水処理計画の概要図

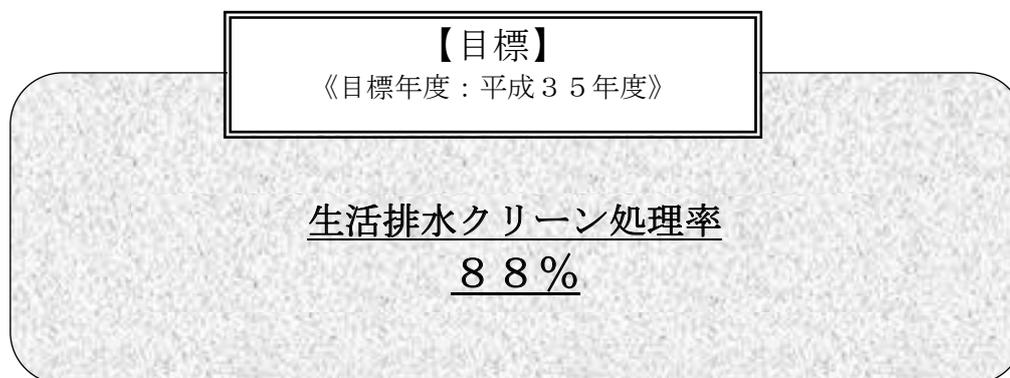


5. 計画の基本目標

(1) 生活排水処理計画及び施設整備の推進

①生活排水クリーン処理率

本市の今後の生活排水クリーン処理率は、生活排水形態別人口予測より、表：3-14と予測される。公共下水道の整備・接続、また、整備にかなりの時間を要する地域や集合処理に適さない地域においては、暫定処理場の検討や合併処理浄化槽の設置推進・コミュニティプラントの維持管理等により、目標年度である平成35年度の生活排水クリーン処理率88%を目標とします。



②処理形態別人口予測

処理形態別人口の過去5年間の実績より、本市における将来の生活排水処理形態別人口の予測を表：3-13と図：3-8に示す。

生活排水処理施設整備の推進、また、単独浄化槽の新設禁止を受け、水洗化人口の増加と単独浄化槽・非水洗化人口の減少がはっきりと予測される。本市ではおよそ平成30年度に、この割合が逆転している。

表：3-13 生活排水処理形態別人口の予測

【単位：人】

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共下水道人口	31,839	32,795	33,778	34,792	35,835	36,911
合併浄化槽人口	14,470	14,829	15,197	15,574	15,960	16,356
コミュニティプラント人口	635	635	635	635	635	635
農業集落排水施設人口	260	260	260	260	260	260
単独浄化槽人口	22,640	21,374	20,075	18,643	17,177	15,671
非水洗化人口(汲取り等)	2,516	2,375	2,231	2,071	1,908	1,741
計画処理区域内人口	72,360	72,268	72,176	71,975	71,775	71,574

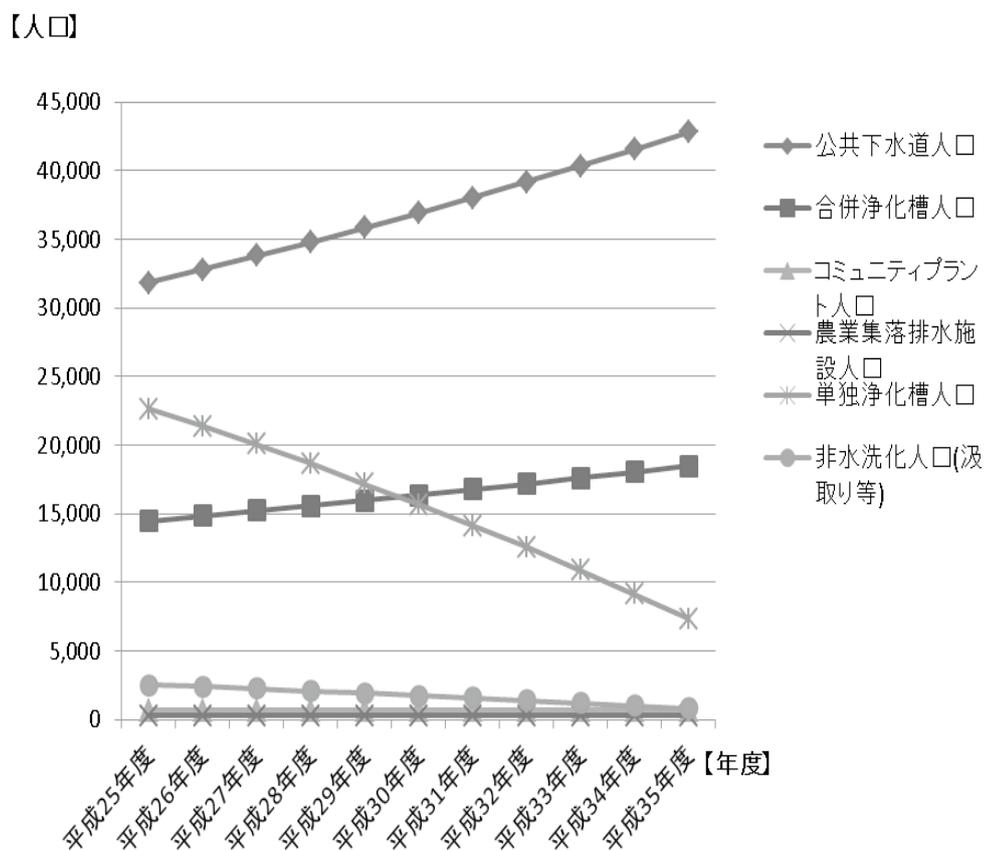
※区域内人口については、日本の地域別将来推計人口（人口問題研究所）参照

【単位：人】

区 分	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
公共下水道人口	38,018	39,158	40,333	41,543	42,789
合併浄化槽人口	16,761	17,177	17,603	18,040	18,487
コミュニティプラント人口	635	635	635	635	635
農業集落排水施設人口	260	260	260	260	260
単独浄化槽人口	14,130	12,549	10,851	9,113	7,333
非水洗化人口(汲取り等)	1,570	1,394	1,206	1,013	815
計画処理区域内人口	71,374	71,173	70,888	70,604	70,319

※区域内人口については、日本の地域別将来推計人口（人口問題研究所）参照

図：3-8 生活排水処理形態別人口の予測



表：3-14 生活排水クリーン処理率の予測

区 分	計画処理区域内人口（人）	生活排水処理人口（人）	生活排水クリーン処理率（％）
平成25年度	72,360	47,204	65.2
平成26年度	72,268	48,519	67.1
平成27年度	72,176	49,870	69.1
平成28年度	71,975	51,261	71.2
平成29年度	71,775	52,690	73.4
平成30年度	71,574	54,162	75.7
平成31年度	71,374	55,674	78.0
平成32年度	71,173	57,230	80.4
平成33年度	70,888	58,831	83.0
平成34年度	70,604	60,478	85.7
平成35年度	70,319	62,171	88.4

③し尿・汚泥の処理計画

過去5年間の実績より、本市における将来のし尿・浄化槽汚泥の搬入量予測を表：3-15に示す。し尿・浄化槽汚泥の搬入量は年々減少を示し、目標年度の35年度においては、およそ32kL/日となり、現在より約3割減少する見込みとなる。

表：3-15 し尿・浄化槽汚泥搬入量予測

区分 年末	収集量【kL/年】			一日平均
	汲取りし尿	浄化槽汚泥	合計	収集量【kL/日】
平成25年度	826.51	16,254.18	17,080.69	46.80
平成26年度	780.19	15,856.91	16,637.10	45.58
平成27年度	732.88	15,449.14	16,182.02	44.33
平成28年度	680.32	14,987.05	15,667.37	42.92
平成29年度	626.78	14,514.01	15,140.79	41.48
平成30年度	571.92	14,027.83	14,599.75	40.00
平成31年度	515.75	13,530.26	14,046.01	38.48
平成32年度	457.93	13,019.99	13,477.92	36.93
平成33年度	396.17	12,462.85	12,859.02	35.23
平成34年度	332.77	11,893.01	12,225.78	33.50
平成35年度	267.73	11,309.16	11,576.89	31.72

本市は、汲取りし尿・浄化槽汚泥の収集運搬を委託業者4社で行っており、収集したし尿・浄化槽汚泥は中間処理施設である中巨摩地区広域事務組合衛生センターと三郡衛生センターで処理を行っているが、両センターの計画処理量はそれぞれ85kL/日、84kL/日と本市の収集量に対して、十分な定格処理量の運転を行っている。また、両センターの処分方法は、収集した汲取りし尿・浄化槽汚泥を放流水質まで処理し河川放流、汚泥を脱水後場外搬出し、一部堆肥等に有効利用される。し渣は焼却処理を行っている。

本市では、量的・質的变化及び中間処理施設の処理能力に対応しながら、循環型社会形成推進基本法に沿って、適正な廃棄物の処理を検討する。

(2) 生活雑排水の汚染負荷削減

生活雑排水とは、家庭、事業所等の厨房・風呂場・洗濯場等から排出される汚水であり、公共用水域の汚染の大きな要因となっている。これらの生活雑排水による公共用水域の汚染は生活排水処理施設の整備を推進すれば防げるものばかりではない。汚濁が進むにつれ処理施設自体にも負担がかかり常に良好な処理を継続することが困難となる。そのため、発生源での汚染負荷を軽減することが重要になる。発生源の対策には、台所における調理くずや廃食用油の回収、食器の水洗い前に汚れをふき取る等があるが、これには住民の協力と行政の普及啓発活動が不可欠である。

本市では、市民参加システムの構築により、市民との意見交換の機会、広報誌、行政自主放送番組、アンケート等の充実により、多くの住民の協力を得る活動を実施する。

また、合併浄化槽及び単独浄化槽を使用している家庭、事業所等については、浄化槽の適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）をするよう啓発に努める。

(3) 環境教育の推進

本市では、自然環境の保全・保護について市民の理解と関心をより深めるため、生涯学習ネットワークの整備や広報誌、インターネット等を充実し、市民・事業者が自然環境の保全・保護に取り組むため、必要とされる幅広い情報の提供に努める。

また、学校と連携した水生生物の観察や施設見学等を児童教育に盛り込み、地域周辺の自然環境の現状を知ると同時に、次世代を担う子供たちへの環境に対する意識啓発を行う。

『第2次一般廃棄物処理基本計画』

- 発行日 平成26年 2月28日
- 発行者 南アルプス市
- 編集 南アルプス市 市民部 環境課
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376
TEL 055-282-1111 (代)
ホームページ <http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>